

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ会議システムに保存してありますのでご確認ください。

開議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって2番 大城重太議員、3番 當眞嗣春議員を指名します。

日程に入る前に執行部より発言申出がありますので、これを許します。経済建設部長。

○経済建設部長 山城 実君 6月10日本会議にて報告いたしました報告第3号 令和6年度南風原町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、計算書に一部表記誤りがありましたので説明いたします。

資料は、令和7年度6月定例会議案報告第3号をお開きください。表記誤りの箇所として、予算計上の「7億9,437万1,005円」は「7億9,437万2,000円」、支払い義務発生額の「2億7,820万6,766円」は「2億7,820万7,761円」、国県等補助金の「2億7,266万7,143円」は「2億7,266万6,743円」、一般財源「19万7,096円」は「19万7,496円」が正しい表記となります。翌年度への繰越額起債額については変更がありません。以上が報告第3号 令和6年度南風原町下水道事業会計予算繰越計算書の訂正です。おわび申し上げます。

日程第2. 議長諸般の報告

○議長 赤嶺奈津江さん 次に日程第2. 議長諸般の報告を行います。本日議員から議員提出案件として、陳情第8号及び第9号の2件と意見書第4号から意見書第6号の3件の提出があります。また、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書及び閉会中の継続審査の申出書が提出されております。次に、決議第5号 閉会中の議員派遣につきましても後刻議事日程のとおり議題といたします。以上をもって諸般の報告といたします。

日程第3. 議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第3. 議案第31号 特

別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 総務民生常任委員会から報告いたします。議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、6月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、6月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、6月13日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第31号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4. 議案第32号 南風原町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第4. 議案第32号 南風原町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第32号 南風原町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、6月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、6月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、6月13日にまとめと採決

を行いました。県が改正するまでの間の暫定的な改正であると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第32号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第32号 南風原町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5. 議案第34号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第1号）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第5. 議案第34号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第34号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第1号） 審査の経過 本案は、6月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、6月11日に総務部総務課、企画財政課、住民環境課、民生部こども課、国保年金課、保健福祉課、経済建設部都市整備課、区画下水道課、産業振興課、教育部教育総務課、学校教育課、生涯学習文化課の各担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、6月13日にまとめと採決を行いました。審査の中で主な内容について4点報告します。1点目、予算書6ページ、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、6目、総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務及び補助金について、令和7年5月31日時点のマイナンバーカード交付率は75.6%で、交付枚数は3万851枚である。令和7年度は電子証明書パスワードの更新とマイナンバーカードの更新年度になっていると説明がありました。2点

目、予算書6ページ、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、6目、総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、県の内示額に基づいて全て活用している。今回の補正の内容は定額減税補足給付金に係る不足額給付金及び事務費で、令和6年度の給付において当初給付した額と本来給付すべき額の差額分の給付であると説明がありました。3点目、予算書12ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、12目、地域づくり推進事業費、謝礼金について、平和の日に上映予定の平和劇は、南風原町出身者が当時の経験を基に作成された劇を上映すると説明がありました。4点目、予算書16ページ、3款、民生費、2項、児童福祉費、3目、児童厚生施設費、学童クラブ補助金について、学童クラブの待機児童は津嘉山小校区45名、北丘小校区13名、翔南小校区20名、合計78名である。新施設、既存保育所の受け入れ及び移転施設の定員増の3施設により、令和8年度は待機児童の解消を見込んでいると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に議案第34号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第34号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6. 議案第35号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第6. 議案第35号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第35号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 審査の経過 本案は、6月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、6月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、6月13日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第35号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第35号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7. 議案第36号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第7. 議案第36号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第36号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 審査の経過 本案は、6月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、6月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、6月13日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第36号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第36号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8. 議案第37号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第8. 議案第37号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 石垣大志君 おはようございます。それでは経済教育常任委員会の報告をいたします。議案第37号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号） 審査の経過 本案は、6月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。6月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。今回の補正の主な理由としては、神里汚水処理場の機器修繕及び職員の病気休暇に伴う会計年度任用職員の人事費増加であると説明を受けました。特に神里汚水処理施設の機器修繕については、投げ込み水位計の故障により水位を検知できず、処理工程に影響が出るため緊急で修繕を行ったと報告がありました。また、当該施設は平成14年度から供用開始し、機器類はメンテナンスを行なながら使用しているが、供用開始後23年が経過しており、施設の再整備が必要な状況である。また今後の計画としては、令和8年度に施設再整備の設計を予定していると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもつて質疑を終わります。次に議案第37号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第37号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9. 議案第38号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第9. 議案第38号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 石垣大志君 それではご報告いたします。議案第38号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）について 審査の経過 本案は、6月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。6月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。審査の内容につきましてご報告いたします。今回の農用地区域の除外地域は、津嘉山の後原の3筆、安平田原1筆の合計4筆で、広さは3,075平米であると説明がありました。また今回の変更に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律の中で経済事情の変動、その他情勢の推移により基礎調査を経ずに整備計画を変更することができると定められており、同意基準である市町村の変更基準に基づくものが、今回本町が定める市街化調整区域内における地区計画の指定に当たり、除外区域がこの計画に含まれているため整備計画の一部変更を行ったと説明がありました。加えてこの市街化調整区域内における地区計画の指定に当たっては、除外地域にある企業と協議の上で含めたことなど説明

を受けました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもつて質疑を終わります。次に議案第38号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第38号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10. 陳情第8号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第10. 陳情第8号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 石垣大志君 陳情第8号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情 審査の経過 本件は、6月10日に当委員会に審査を付託されたものであります。6月11日に委員会を開き審査を行い、6月11日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しては、後ほど伊佐園恵議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもつて質疑を終わります。これより陳情第8号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもつ

て討論を終わります。これより陳情第8号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択あります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

日程第11. 意見書第4号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書

日程第12. 意見書第5号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第11. 意見書第4号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書及び日程第12. 意見書第5号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書についてを一括議題とします。まず本案に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん それでは読み上げて提案いたします。意見書第4号。令和7年6月20日。南風原町議会議長 赤嶺奈津江殿。提出者 南風原町議会議員 伊佐園恵、賛成者 南風原町議会議員 石垣大志、大城重太、當眞嗣春、大宜見洋文、金城憲治、知念富信。「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書 日々、教育発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。さて、経済格差の拡大などによる就学援助児童生徒の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況が表れています。日本の学校の1学級あたりの定数は国際的に見て異常な多さであり、O E C D諸国の中でも最下位レベルとなっています。2021年3月の国会において「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部を改正する案が可決し、小学校の学級編制の標準を5年間かけて計画的に35人に引き下げることになりましたが、2010年に文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。これら「少人数学級」の実現は、次代を担う子どもたちの教育をより良くしていくため

に必要不可欠な制度であり、実際に日本各地で何らかの形態で「少人数学級」の施策が実施されています。しかし、さまざまな教育課題をかかえる沖縄県では、それを解決するための「少人数学級」実現はまだまだ不十分な状況にあります。すべての子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、多くの保護者・教育関係者の願いであると同時に、国はもちろん県・市町村も含めた行政の責任でもあります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の完全実現は最優先の課題になっております。次代を担う子どもたちの健やかな成長を願うこの要望をご理解の上、お力添えをいただきますよう下記の事項を強く要請いたします。

記 一、閣議決定された政府『骨太方針2021』で検討することを言及した、中学校全学年までの「35人以下学級」を推進すること。一、さらに「30人以下学級」の早期・完全実現を国の責任で行うこと。特に、教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。令和7年6月20日、沖縄県島尻郡南風原町議会議長 赤嶺奈津江。提出先 内閣総理大臣、文部科学大臣。

続きまして、意見書第5号を読み上げます。意見書第5号。令和7年6月20日。南風原町議会議長 赤嶺奈津江殿。提出者 南風原町議会議員 伊佐園恵、賛成者 南風原町議会議員 石垣大志、大城重太、當眞嗣春、大宜見洋文、金城憲治、知念富信。「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書 日々、教育発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。さて、経済格差の拡大などによる就学援助児童生徒の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況が表れています。日本の学校の1学級あたりの定数は国際的に見て異常な多さであり、O E C D諸国の中でも最下位レベルとなっています。2021年3月の国会において「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部を改正する案が可決し、小学校の学級編制の標準を5年間かけて計画的に35人に引き下げることになりましたが、その後、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。沖縄県ではすでに独自の少人数

学級施策として、2012年度から順次実施してきました。さらに2021年4月から「35人以下学級」を中学校2・3年生まで拡大しました。しかし、特別支援学級の児童生徒がいわゆる協力学級の授業に参加していることが多くあり、実質的に35人を超えて授業を行う事例が日常的に見られます。さまざまな教育課題をかかえる沖縄県では、それを解決するための「少人数学級」実現はまだまだ不十分な状況にあります。すべての子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、多くの保護者・教育関係者の願いであると同時に、国はもちろん県・市町村も含めた行政の責任でもあります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の完全実現は最優先の課題になっております。次代を担う子どもたちの健やかな成長を願うこの要望をご理解の上、お力添えをいただきますよう下記の事項を強く要請いたします。

記 一、閣議決定された政府『骨太方針2021』で検討することを言及した、中学校全学年までの「35人以下学級」を推進すること。一、さらに「30人以下学級」の早期・完全実現ができるよう教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を国に要請すること。一、県独自にも「30人以下学級」が実現できるよう、枠の拡大や下限条件「25名以上」を撤廃すること。一、インクルーシブ教育充実の観点からも、沖縄県施策「少人数学級」の定数には特別支援学級の児童生徒も含むよう要請すること。一、「30人以下学級」に伴う教室増等の条件整備を市町村と連携して早急に、かつ計画的に行うこと。一、増員される教職員は臨時採用ではなく、正規の教職員をあてるようにすること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和7年6月20日、沖縄県島尻郡南風原町議会議長 赤嶺奈津江。提出先 沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第4号及び意見書第5号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって意見書第4号及び意見書第5号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見

書第4号及び意見書第5号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第4号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に意見書第5号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13. 陳情第9号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第13. 陳情第9号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 石垣大志君 陳情第9号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情 審査の経過 本件は、6月10日に当委員会に審査を付託されたものであります。6月11日に委員会を開き審査を行い、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しては、後ほど當眞嗣春議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第9号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもつ

て討論を終わります。これより陳情第9号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

日程第14. 意見書第6号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第14. 意見書第6号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 それでは読み上げて提案したいと思います。意見書第6号。令和7年6月20日。南風原町議会議長 赤嶺奈津江殿。提出者 南風原町議会議員 當眞嗣春、賛成者 南風原町議会議員 石垣大志、大城重太、伊佐園恵、大宜見洋文、金城憲治、知念富信。「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書 日々、教育発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。さて、今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。そのための財政的な保障は、国の絶対的な責務です。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。しかしながら政府は、昭和60年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを断続的に行い、これまで旅費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等義務教育に係る経費を相次いで一般財源化した経過があります。さらに、2006年の三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は「2分の1」から「3分の1」に引き下げられました。教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位レベルとなっているのが現状で

す。義務教育費国庫負担が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱える本県は非常に深刻な状況に置かれることは、間違ひありません。子どもたちの教育に、地域による格差があつてはなりません。憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。そこで、貴職におかれましては、このような状況を認識していただき、すべての子どもたちの教育条件の整備のため、下記事項の実現に向けて最大限の努力を払われますよう要望いたします。

記 一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を（2分の1以上に）拡充すること。一、教職員定数改善を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置を正規職として拡充できるようにすること。一、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。一、教育関係予算を増額し、充実させること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和7年6月20日、沖縄県島尻郡南風原町議会議長 赤嶺奈津江。提出先 内閣総理大臣、文部科学大臣。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第6号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって意見書第6号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第6号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第6号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。した

がって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15. 陳情第4号 訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行なうことを国に求める意見提出の陳情(閉会中の継続審査の申し出について)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第15. 陳情第4号 訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行なうことを国に求める意見提出の陳情についてを議題とします。総務民生常任委員長から委員会の審査についてお手元に配付しました申出のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第16. 陳情第6号 高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回をもとめる陳情書(閉会中の継続審査の申し出について)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第16. 陳情第6号 高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回をもとめる陳情書についてを議題とします。総務民生常任委員長から委員会の審査についてお手元に配付しました申出のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第17. 陳情第7号 南風原町m o b iに関する陳情書(閉会中の継続審査の申し出について)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第17. 陳情第7号 南風原町m o b iに関する陳情書についてを議題とします。経済教育常任委員長から委員会の審査についてお手元に配付しました申出のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第18. 決議第5号 閉会中の議員派遣について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第18. 決議第5号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

続きまして、ただいま決定していただきました議員派遣の日時、場所、派遣議員等の内容の変更等については議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって議員派遣に関する内容の変更については、議長に委任することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 閉会する前に執行部より発言の申出がありますのでこれを許します。経済建設部長。

○経済建設部長 山城 実君 重ね重ねおわび申し上げます。先ほどの修正の金額に関しては問題ありませんが、説明の要覧のところで修正前と修正後が違っております。修正前の設計積算時において、推進工法の再検討に不測の日数を要したためであるということが、修正後もそのような形の説明となります。重ね重ねすみませんでした。

○議長 赤嶺奈津江さん ただいま説明のあった分で

は、システムのほうに再掲載差替え分のページが載つておりますので確認のほうをお願いします。数字は変更ないということで確認しております。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和7年第2回南風原町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午前10時51分）